

令和3年度定例監査

意見・要望	意見・要望に対する対応
<p>1 内部統制機能の強化について</p> <p>今年度の指摘件数は、対象とした部局を監査した前回と比較すると86件から15件に格段に減少した。今年度は、全部局の監査結果を基に、内部統制の実効性を考慮しリスクが高い事務と判断された「国・県補助金等の調定事務」及び「契約事務（自課執行分）」を重点項目に設定し、監査を行った。</p> <p>これらの重点項目のうち、調定事務については、簡易な確認によりミスが防ぎやすいことから、毎年度継続的に実施されている監督者や担当者向けのチェック強化研修などにより各部局の内部統制が有効に機能し、おおむね適正に処理されている。</p> <p>一方、契約事務については、依然として、予定価格調書の記載誤りや作成漏れなど過去の指摘内容と同様の誤りが見受けられた。この要因としては、各部局において、漫然と前例踏襲により事務処理が行われていること、関係法令等の理解不足や認識誤りが少なからず生じていること、決裁に至るまでの各階層のチェックも不十分であることなどが考えられる。また、契約事務そのものが種類ごとに多岐にわたり、中でも随意契約（自課執行分）の事務手続が要領等に明確に記載されていないことが、各部局の事務処理ミスの背景となっているものと思われる。</p> <p>このようなことから、内部管理部門においては、各部局が規則やマニュアル等の根拠を踏まえた的確な事務処理ができるようきめ細かな指導を行うとともに、多くの部局が取り扱う賃借契約の事務手順や随意契約に係る予定価格調書の省略要件など、関係マニュアルに未整備の部分についても、分かりやすく記載するよう努められたい。</p> <p>今後、職員一人一人においては、それぞれの事務手続がどのような根拠からその処理が必要となるのか、また、手続を誤った場合にいかなるリスクがあるのかを理解し適正な事務処理に努めるとともに、各部局においては、予算の執行管理に組織的に取り組み、引き続き、より効果的・効率的な内部統制の強化を図りたい。</p> <p>さらに、コロナ禍が長期化する中、今般のクリーンパーク茂原の火災が市民生活に大きな影響を与えていることを踏まえ、各部局においては、市民生活に不可欠な行政サービスが一日も停滞することのないよう、ありとあらゆる危機を想定し十二分なリスク管理に日々努められたい。</p> <p style="text-align: right;">経営管理課ほか</p>	<p>各部局での定例監査に向けた独自の取組やチェック強化研修の実施によって改善が図られていると考えられることから、引き続き、研修等の実施による職員一人一人の能力向上を図る取組を継続してまいります。</p> <p>また、マニュアルの整備については小規模工事の契約マニュアルは既に修正を行いました。また、いまだ整理されていない自課執行分については、適宜、適切に対応できるよう整備してまいります。</p> <p>さらに、監査で指摘があった事項については、昨年度と同様の指摘内容となっており、関係法令やマニュアルの理解・確認不足によるものと考えられることから、適正な事務執行に向け、マニュアル等の参照の徹底を図るほか、全庁でミスの情報共有を図りながら、職員一人一人が事務処理の適正化に向けた能力を高められるよう努めてまいります。</p> <p>令和4年度においては、チェック強化研修等の適正な事務の執行に向けた取組全体の仕組みについて、内部統制を見据えた整理・検討を行ってまいります。</p>